

医療情報取得加算に係る掲示

当院は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算算定機関)です。

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

令和6年12月 静岡県立こころの医療センター 院長